

— 令和3年度 —

行政相談週間



総務省では、行政相談制度を広く国民に周知し、利用いただくために、10月18日（月）から24日（日）までの一週間を「行政相談週間」と定め、広報活動や相談所の開設を集中的に行います。

毎日の暮らしの中で、国、県、町などの仕事について苦情やお困りのことがありましたら、**行政相談委員**にご相談ください。

新富町では次の日程で相談所が開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

◇定例行政相談

- とき 10月22日（金） 午前9時30分～正午
- ところ 新富町総合交流センターきらり
- 行政相談委員 比江島 光裕

《行政相談シンボルマーク》



◇臨時行政相談

- とき 10月24日（日） 午前9時30分～正午
- ところ 新富町総合交流センターきらり
- 行政相談委員 比江島 光裕

◇行政（国・県・町等）に関することについて

※（例）道路・河川・雇用・年金・郵便・登記・福祉などの手続き・サービスなどについて

- 苦情や困っていることがある
- 制度や仕組みが分からない
- 相談してみたが説明に納得がいかない
- どこに相談してよいか分からない

などのお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で、中止になる場合もあります。



なお、行政相談は、総務省行政相談センター きくみみ宮崎でも受け付けています。
ご相談の方は、0985-24-1100（行政苦情110番）へお電話ください。

問い合わせ先：総務省行政相談センター きくみみ宮崎（0985-24-3370）
新富町役場 総務課（0983-33-6002）